

高津区における市民活動等支援拠点の整備及びネットワーク化に
関する要綱

(趣旨)

第1条 高津区における市民活動等支援拠点の整備及びネットワーク化の基本方針に則り、市民活動を進めている団体を支援し、市民活動の活性化を図るため、市民活動等支援拠点（以下「拠点」という。）を整備するとともに、施設の有効活用の観点からネットワーク化を図っていく。

(対象)

第2条 利用対象者は、「川崎市市民活動支援指針」（平成13年9月制定）で定義されている市民活動を行う団体とする。

(機能及び役割)

第3条 拠点には、その役割に応じて、次に掲げる機能を整備する。

- (1) 市民活動団体の打合せ等が行える会議室スペースとしての機能
- (2) 印刷機器等の機材を備えた作業コーナーとしての機能
- (3) ホームページや掲示・展示コーナー等としての情報発信・提供機能
- (4) その他、必要と認められる機能

2 拠点は、区拠点、準拠点及び地域拠点の3階層に分け、それぞれ次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 区拠点 区の総合的拠点として、前項に掲げるすべての機能を備えたもの
- (2) 準拠点 区拠点の機能を補完する拠点として、区拠点に準じた機能を備えたもの
- (3) 地域拠点 より身近な地域レベルの拠点として、既存施設における会議室機能等を中心としたもの

(施設名及び所在地)

第4条 拠点の施設名及び所在地は、別表のとおりとする。

(ネットワーク化)

第5条 拠点は、相互が有機的に連携・連動するよう、次に掲げる事項等によりネットワーク化を図る。

- (1) 利用申込の共通化
- (2) 予約状況等の一元的管理
- (3) 機材の共通利用
- (4) ホームページ等による総合的な情報発信
- (5) 交流会等の開催による団体間の交流促進

(整備主体)

第6条 区拠点及び準拠点の整備は、原則として区役所が行う。

2 地域拠点の整備は、施設所管課と協議する。

(管理運営)

第7条 区拠点及び準拠点の管理は、各々の施設管理者が行うこととし、運営は市民により構成される運営組織に委託する。

2 地域拠点の管理・運営は、既存の利用規程等の中での運用とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

別表（第4条関係）

| 種 別 | 施 設 名 | 所 在 地 |
|---------|-------------------|--------------|
| 区拠点 | 高津区役所4階市民活動支援ルーム | 下作延2丁目8番1号 |
| | 橋出張所2階市民活動支援ルーム | 千年1, 362番地1 |
| 準拠点 | 高津市民館11階市民活動支援ルーム | 溝口1丁目4番1号 |
| | 高津市民館橋分館市民活動支援ルーム | 久末2, 012番地1 |
| 地 域 拠 点 | 上作延こども文化センター | 上作延1, 142番地4 |
| | 末長こども文化センター | 末長1, 289番地 |
| | 高津こども文化センター | 溝口3丁目10番8号 |
| | 子母口こども文化センター | 子母口983番地 |
| | 二子こども文化センター | 二子5丁目14番61号 |
| | 梶ヶ谷こども文化センター | 梶ヶ谷6丁目1番地10 |
| | 東高津こども文化センター | 下野毛1丁目3番2号 |